

自動化機器の環境試験に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

自動化機器の環境試験に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 E10 には、制御装置や警報装置等の自動化機器に適用される環境試験に関する要件が規定されており、本会も当該要件を既に関連規則に取り入れている。

一方、近年の技術の進歩に伴い、通信機器間の無線通信に使用される電波の周波数が拡大していることを受け、IEC において、電磁両立性関連の試験周波数の上限を 2GHz から 6GHz に改める等の対応が行われた。

IACS においても、環境試験に関する要件を見直し、上述の試験周波数について IEC 規格と整合させるとともに、乾燥高温試験に関する要件についても IEC 規格と整合させ、2018 年 10 月に IACS 統一規則 E10(Rev.7)として採択した。

このため、当該 IACS 統一規則 E10(Rev.7)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 乾燥高温試験における試験条件及び試験方法を、熱放散をする機器としない機器に分けて規定した。
- (2) 高周波放射電磁界イミュニティ試験における試験周波数範囲の上限を、2GHz から 6GHz に改めた。
- (3) 放射性エミッション試験における試験周波数範囲の上限を、2GHz から 6GHz に改めた。

改正条項

船用材料・機器等の承認及び認定要領 表 7.1-1